



埼玉県報

第 2743 号
平成 27 年(2015 年)
10 月 27 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則（県立学校人事課）

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（県央地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（利根地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の仮認定に係る公告（共助社会づくり課）
- 鳥獣保護区の指定（神明神社）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（羊山公園）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（中津川）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（西秩父）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（名栗小学校）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（宮前小学校）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（若泉公園）（みどり自然課）
- 鳥獣保護区の更新（岩槻公園）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（男衾）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（嵐山郷）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（青少年野外活動センター）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（北武蔵）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（鴻巣カントリークラブ）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（本庄）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（昭和池）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（鷲宮）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（青山）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（玉川）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（松伏）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（白岡第二）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（川島平成の森）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（下栢間・柴山枝郷）（みどり自然課）

- 特定猟具使用禁止区域の指定（河原井）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（深谷）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（菖蒲）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（小林）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定（上栢間）（みどり自然課）
- 特定猟具使用禁止区域の指定解除（太田）（みどり自然課）
- 宅地建物取引業者の聴聞（建築安全課）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（熊谷建築安全センター）
- 埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム（ホルター心電図・脳波検査システム）調達に関する入札公告（経営管理課）
- 埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム（心電図ファイリングシステム）調達に関する入札公告（経営管理課）

規 則

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

埼玉県教育委員会規則第二十三号

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校通則（昭和三十年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

ように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

名 称	課 程	学 科	男・女 ・共学 の別	生 徒 定 員				
				1年	2年	3年	4年	計
埼玉県立浦和高等学校	全日制	普通科	男	1,120				
	定時制	普通科	男	40	40	40	40	160
埼玉県立熊谷高等学校	全日制	普通科	男	320				
					360	360		720
	定時制	普通科	共	40	40	40	40	160
埼玉県立川越高等学校	全日制	普通科	男	360	400	360		1,120
埼玉県立春日部高等学校	全日制	普通科	男	360	360	400		1,120
	定時制	普通科	共	80	80	80	80	320
埼玉県立松山高等学校	全日制	普通科	男	280	280	320		880
		理数科	男	40	40	40		120
埼玉県立川口高等学校	全日制	普通科	共	320	360	360		1,040
埼玉県立浦和第一女子高等学校	全日制	普通科	女	400	360	360		1,120
	定時制	普通科	女	40	40	40	40	160
埼玉県立熊谷女子高等学校	全日制	普通科	女	360	360	360		1,080
埼玉県立川越女子高等学校	全日制	普通科	女	360	400	360		1,120
埼玉県立進修館高等学校	全日制	普通科	共	120				
		総合学科	共	520				
		電気システム科	共	40	40	40		120
		情報メディア科	共	40	40	40		120
		ものづくり科	共	40	40	40		120
埼玉県立春日部女子高等学校	全日制	普通科	女	280	280	280		840
		外国語科	女	40	40	40		120
埼玉県立松山女子高等学校	全日制	普通科	女	320	320	320		960
埼玉県立深谷第一高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
埼玉県立鴻巣女子高等学校	全日制	普通科	女	120	120	120		360
		保育科	女	40	40	40		120
		家政科学科	女	40	40	40		120
埼玉県立誠和福祉高等学校	全日制	総合学科	共	360				
		福祉科	共	240				
埼玉県立常盤高等学校	全日制	看護科	共	80	80	80		240
	専攻科	看護専攻科	共	80	80			160

		スポーツ サイエン ス科	共	80	80	80		240
埼玉県立八潮高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600
埼玉県立川口北高等学校	全日制	普通科	共	360	360	360		1,080
埼玉県立上尾鷹の台高等学校	全日制	普通科	共					720
埼玉県立志木高等学校	全日制	普通科	共	280	280	280		840
埼玉県立所沢北高等学校	全日制	普通科	共	320	360	360		1,040
		理数科	共	40				40
埼玉県立日高高等学校	全日制	普通科	共	160	160	160		480
埼玉県立深谷高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
埼玉県立栗橋北彩高等学校	全日制	普通科	共					720
埼玉県立越谷南高等学校	全日制	普通科	共	360	360	360		1,080
		外国語科	共	40	40	40		120
埼玉県立北本高等学校	全日制	普通科	共	200	200	240		640
埼玉県立川越南高等学校	全日制	普通科	共	360	360	360		1,080
埼玉県立熊谷西高等学校	全日制	普通科	共	280	280	280		840
		理数科	共	40	40	40		120
埼玉県立三郷高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
埼玉県立草加南高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
		外国語科	共	40	40	40		120
埼玉県立大宮武蔵野高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
埼玉県立富士見高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
埼玉県立滑川総合高等学校	全日制	総合学科	共					880
埼玉県立羽生第一高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
埼玉県立上尾南高等学校	全日制	普通科	共	280	280	280		840
埼玉県立新座柳瀬高等学校	全日制	普通科	共					720
埼玉県立春日部東高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
		人文学科	共	40	40	40		120
埼玉県立白岡高等学校	全日制	普通科	共	200	200	240		640
埼玉県立杉戸高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
埼玉県立川口東高等学校	全日制	普通科	共	320	280	320		920
埼玉県立浦和北高等学校	全日制	普通科	共					1,000
埼玉県立飯能南高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校	全日制	普通科	共					720
埼玉県立鷺宮高等学校	全日制	普通科	共	280	280	280		840
埼玉県立朝霞西高等学校	全日制	普通科	共	360	320	360		1,040
埼玉県立川越西高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
埼玉県立所沢西高等学校	全日制	普通科	共	360	320	320		1,000

埼玉県立浦和西高等学校	全日制	普通科	共	360	360	400		1,120
埼玉県立不動岡高等学校	全日制	普通科	共					960
		外国語科	共					120
埼玉県立本庄高等学校	全日制	普通科	共					960
		定時制	普通科	共	40	40	40	40
埼玉県立児玉高等学校	全日制	普通科	共	160	160	200		520
埼玉県立飯能高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
		定時制	普通科	共	40	40	40	40
埼玉県立越ヶ谷高等学校	全日制	普通科	共					1,000
		定時制	普通科	共	80	80	80	80
埼玉県立久喜高等学校	全日制	普通科	女	280	280	280		840
		定時制	普通科	共	40	40	40	40
埼玉県立小川高等学校	全日制	普通科	共	200	240	240		680
埼玉県立秩父高等学校	全日制	普通科	共	40	40	40	40	160
埼玉県立大宮高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
		理数科	共	40	40	40		120
埼玉県立小鹿野高等学校	全日制	総合学科	共					360
埼玉県立蕨高等学校	全日制	普通科	共	320	360	320		1,000
		外国語科	共	40	40	40		120
埼玉県立草加高等学校	全日制	普通科	共	360	360	360		1,080
埼玉県立朝霞高等学校	全日制	普通科	共					1,000
		定時制	普通科	共	80	80	80	80
埼玉県立岩槻高等学校	全日制	普通科	共	280	280	280		840
		国際文化 科	共	40	40	40		120
埼玉県立蓮田松韻高等学校	全日制	普通科	共					720
埼玉県立越谷北高等学校	全日制	普通科	共	360	360	360		1,080
		理数科	共	40	40	40		120
埼玉県立坂戸高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
		外国語科	共	40	40	40		120
埼玉県立吉川美南高等学校	全日制	総合学科	共					360
		定時制	総合学科	共				
埼玉県立桶川高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
埼玉県立和光高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600
埼玉県立越生高等学校	全日制	普通科	共	120	120	120		360
		美術科	共	40	40	40		120
埼玉県立新座高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600
埼玉県立ふじみ野高等学校	全日制	普通科	共	160	160	160		480

		工業技術科	共					320
埼玉県立川口工業高等学校	全日制	機械科	共	80	80	80		240
		電気科	共	80	80	80		240
		情報通信科	共	80	80	80		240
	定時制	工業技術科	共					320
埼玉県立浦和工業高等学校	全日制	電気科	共	80	80	80		240
		機械科	共	80	80	80		240
		設備システム科	共	40	40	40		120
		情報技術科	共	40	40	40		120
埼玉県立狭山工業高等学校	全日制	機械科	共	80	80	80		240
		電気科	共	80	80	80		240
		電子機械科	共	80	80	80		240
埼玉県立大宮工業高等学校	全日制	機械科	共	80	80	80		240
		電気科	共	40	40	40		120
		建築科	共	80	80	80		240
		電子機械科	共	80	80	80		240
		定時制	工業技術科	共				
埼玉県立久喜工業高等学校	全日制	電気科	共	40	40	40		120
		工業化学科	共	40	40	40		120
		機械科	共	80	80	80		240
		環境科学科	共	40	40	40		120
		情報技術科	共	40	40	40		120
埼玉県立春日部工業高等学校	全日制	機械科	共	80	80	80		240
		建築科	共	80	80	80		240
		電気科	共	80	80	80		240
埼玉県立熊谷工業高等学校	全日制	電気科	共	40	40	40		120
		建築科	共	40	40	40		120
		土木科	共	40	40	40		120

埼玉県立坂戸西高等学校	全日制	普通科	共					960
埼玉県立妻沼高等学校	全日制	普通科	共	160	160	160		480
埼玉県立越谷西高等学校	全日制	普通科	共	320	360	320		1,000
埼玉県立大宮東高等学校	全日制	普通科	共	240	280	240		760
		体育科	共	80	80	80		240
埼玉県立南稜高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
		外国語科	共	40	40	40		120
埼玉県立桶川西高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600
埼玉県立所沢中央高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
埼玉県立草加東高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
埼玉県立三郷北高等学校	全日制	普通科	共	280	280	280		840
埼玉県立庄和高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600
埼玉県立松伏高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600
		音楽科	共	40	40	40		120
埼玉県立岩槻北陵高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600
埼玉県立大宮南高等学校	全日制	普通科	共	360	360	360		1,080
埼玉県立狭山清陵高等学校	全日制	普通科	共	240	240	280		760
埼玉県立越谷東高等学校	全日制	普通科	共	280	280	280		840
埼玉県立宮代高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
埼玉県立浦和東高等学校	全日制	普通科	共	360	320	320		1,000
埼玉県立上尾橘高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600
埼玉県立川越初雁高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
埼玉県立入間向陽高等学校	全日制	普通科	共	320	320	360		1,000
埼玉県立草加西高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
埼玉県立川口青陵高等学校	全日制	普通科	共	280	320	280		880
埼玉県立伊奈学園総合高等学校	全日制	普通科	共	800	800	800		2,400
埼玉県立芸術総合高等学校	全日制	美術科	共					120
		音楽科	共					120
		映像芸術科	共					120
		舞台芸術科	共					120
埼玉県立川越工業高等学校	全日制	デザイン科	共	40	40	40		120
		建築科	共	40	40	40		120
		機械科	共	80	80	80		240
		電気科	共	40	40	40		120
		定時制	普通科	共				

埼玉県立狭山経済高等学校	全日制	流通経済科	共	80	80	80		240
		会計科	共	80	80	80		240
		情報処理科	共	80	80	80		240
埼玉県立熊谷農業高等学校	全日制	食品科学科	共	40	40	40		120
		生物生産工学科	共	80	80	80		240
		生活技術科	共	80	80	80		240
		生物生産技術科	共	80	80	80		240
埼玉県立杉戸農業高等学校	全日制	生物生産技術科	共	40	40	40		120
		園芸科	共	40	40	40		120
		造園科	共	40	40	40		120
		食品流通科	共	40	40	40		120
		生活技術科	共	40	40	40		120
		生物生産工学科	共	40	40	40		120
埼玉県立川越総合高等学校	全日制	総合学科	共					720
埼玉県立与野高等学校	全日制	普通科	共	360	360	360		1,080
埼玉県立鴻巣高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600
		商業科	共	80	80	80		240
埼玉県立所沢高等学校	全日制	普通科	共	360	360	360		1,080
	定時制	普通科	共	40	40	40	40	160
埼玉県立上尾高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
		商業科	共	120	120	120		360
	定時制	普通科	共	40	40	40	40	160
埼玉県立寄居城北高等学校	全日制	総合学科	共					720
埼玉県立豊岡高等学校	全日制	普通科	共					960
埼玉県立鳩山高等学校	全日制	普通科	共	120	120	120		360
		情報管理科	共	40	80	80		200
埼玉県立八潮南高等学校	全日制	普通科	共	80	80	80		240
		商業科	共	80	80	80		240

		機械科	共	80	80	80		240
		情報技術科	共	40	40	40		120
埼玉県立三郷工業技術高等学校	全日制	機械科	共	80	80	80		240
		電子機械科	共	40	40	40		120
		電気科	共	40	40	40		120
		情報技術科	共	40	40	40		120
埼玉県立深谷商業高等学校	全日制	商業科	共	160	160	160		480
		会計科	共	40	40	40		120
	専攻科	情報会計専攻科	共	40	40			80
埼玉県立幸手桜高等学校	全日制	総合学科	共					720
埼玉県立岩槻商業高等学校	全日制	商業科	共	120	120	120		360
		情報処理科	共	80	80	80		240
埼玉県立浦和商業高等学校	全日制	商業科	共	200	200	160		560
		情報処理科	共	80	80	80		240
埼玉県立大宮商業高等学校	全日制	商業科	共	240	240	240		720
	定時制	普通科	共	40	40	40	40	160
埼玉県立熊谷商業高等学校	全日制	商業科	共	40	40	40	40	160
		情報処理科	共	160	160	160		480
埼玉県立皆野高等学校	全日制	商業科	共	80	80	80		240
		情報処理科	共	40	40	40		120
埼玉県立所沢商業高等学校	全日制	情報処理科	共	80	80	80		240
		国際流通科	共	80	80	80		240
		ビジネス会計科	共	80	80	80		240

		環境サイエンス科	共	40	40	40		120
		環境建設科	共	40	40	40		120
埼玉県立児玉白楊高等学校	全日制	生物資源科	共	40	40	40		120
		環境デザイン科	共	40	40	40		120
		機械科	共	40	40	40		120
		電子機械科	共	40	40	40		120
埼玉県立羽生実業高等学校	全日制	園芸科	共	40	40	40		120
		農業経済科	共	40	40	40		120
		商業科	共	40	40	40		120
		ビジネス会計科	共	40	40	40		120
		情報処理科	共	40	40	80		160
埼玉県立新座総合技術高等学校	全日制	電子機械科	共	40	40	40		120
		情報技術科	共	40	40	40		120
		デザイン科	共	40	40	40		120
		総合ビジネス科	共	80	80	80		240
		服飾デザイン科	共	40	40	40		120
		食物調理科	共	40	40	40		120
	専攻科	デザイン専攻科	共	15	15			30
埼玉県立越谷総合技術高等学校	全日制	電子機械科	共	80	80	80		240
		情報技術科	共	40	40	40		120
		流通経済科	共	40	40	40		120

		情報処理科	共	80	80	80		240
埼玉県立大宮光陵高等学校	全日制	普通科	共	240	200	240		680
		美術科	共	40	40	40		120
		音楽科	共	40	40	40		120
		書道科	共	40	40	40		120
埼玉県立和光国際高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
		外国語科	共	80	80	80		240
埼玉県立久喜北陽高等学校	全日制	総合学科	共					960
埼玉県立鳩ヶ谷高等学校	全日制	普通科	共	160	160	160		480
		園芸デザイン科	共	40	40	40		120
		情報処理科	共	80	80	80		240
埼玉県立秩父農工科学高等学校	全日制	農業科	共	40	40	40		120
		食品化学科	共	40	40	40		120
		森林科学科	共	40	40	40		120
		電気システム科	共	40	40	40		120
		機械システム科	共	40	40	40		120
		ライフデザイン科	共	40	40	40		120
		フードデザイン科	共	40	40	40		120
	定時制	普通科	共	40	40	40	40	160
	専攻科	情報機械システム専攻科	共	20	20			40
	埼玉県立いずみ高等学校	全日制	生物生産科	共	40	40	40	
生物サイエンス科			共	40	40	40		120
生物資源化学科			共	40	40	40		120
環境デザイン科			共	40	40	40		120

埼玉県立誠和福祉高等学校	全日制	総合学科	360
		福祉科	240
埼玉県立不動岡高等学校	全日制	普通科	960
		外国語科	120
埼玉県立上尾鷹の台高等学校	全日制	普通科	720
埼玉県立新座柳瀬高等学校	全日制	普通科	720
埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校	全日制	普通科	720
埼玉県立寄居城北高等学校	全日制	総合学科	720
埼玉県立狭山緑陽高等学校	定時制	総合学科	960
埼玉県立蓮田松韻高等学校	全日制	普通科	720
埼玉県立栗橋北彩高等学校	全日制	普通科	720
埼玉県立吹上秋桜高等学校	定時制	総合学科	960
埼玉県立本庄高等学校	全日制	普通科	960
埼玉県立吉川美南高等学校	全日制	総合学科	360
		定時制	総合学科
埼玉県立幸手桜高等学校	全日制	総合学科	720
埼玉県立豊岡高等学校	全日制	普通科	960
埼玉県立熊谷高等学校	全日制	普通科	320

2 全日制の課程普通科に外国語コース、情報コース、体育コース、情報ビジネスコース、情報コミュニケーションコース又はスポーツコースを設置する学校の当該コースの生徒定員は、次の表のとおりとする。

外国語コース

学校名	課程	1年	2年	3年	計
埼玉県立大宮光陵高等学校	全日制	40	40	40	120

情報コース

学校名	課程	1年	2年	3年	計
埼玉県立日高高等学校	全日制	40	40	40	120
埼玉県立上尾橋高等学校	全日制	80	80	80	240
埼玉県立三郷高等学校	全日制		40	40	80

体育コース

学校名	課程	1年	2年	3年	計
埼玉県立八潮高等学校	全日制	40	40	40	120
埼玉県立飯能南高等学校	全日制		80	80	160
埼玉県立児玉高等学校	全日制	40	40	40	120

情報ビジネスコース

学校名	課程	1年	2年	3年	計
埼玉県立松伏高等学校	全日制	80	80	80	240

情報コミュニケーションコース

		情報処理科	共	40	40	40	120
		服飾デザイン科	共	40	40	40	120
		食物調理科	共	40	40	40	120
埼玉県立羽生高等学校	定時制	普通科	共				640
埼玉県立戸田翔陽高等学校	定時制	総合学科	共				960
埼玉県立狭山緑陽高等学校	定時制	総合学科	共				960
埼玉県立吹上秋桜高等学校	定時制	総合学科	共				960
埼玉県立大宮中央高等学校	通信制	普通科	共				6,000
	定時制	普通科	共				800

備考

1 単位制による課程を設置する学校の当該課程の生徒定員は、次の表のとおりとする。

学校名	課程	学 科	生 徒 定 員
埼玉県立大宮中央高等学校	通信制	普通科	2,000
	定時制	普通科	800
埼玉県立久喜北陽高等学校	全日制	総合学科	960
埼玉県立川越総合高等学校	全日制	総合学科	720
埼玉県立浦和北高等学校	全日制	普通科	1,000
		総合学科	120
埼玉県立進修館高等学校	全日制	普通科	120
		総合学科	520
埼玉県立羽生高等学校	定時制	普通科	640
埼玉県立浦和高等学校	全日制	普通科	1,120
埼玉県立芸術総合高等学校	全日制	美術科	120
		音楽科	120
		映像芸術科	120
		舞台芸術科	120
埼玉県立川越工業高等学校	定時制	普通科	160
		工業技術科	320
埼玉県立川口工業高等学校	定時制	工業技術科	320
埼玉県立大宮工業高等学校	定時制	工業技術科	320
埼玉県立越ヶ谷高等学校	全日制	普通科	1,000
埼玉県立坂戸西高等学校	全日制	普通科	960
埼玉県立小鹿野高等学校	全日制	総合学科	360
埼玉県立朝霞高等学校	全日制	普通科	1,000
埼玉県立戸田翔陽高等学校	定時制	総合学科	960
埼玉県立滑川総合高等学校	全日制	総合学科	880

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

学 校 名	課 程	1年	2年	3年	計
埼 玉 県 立 白 岡 高 等 学 校	全 日 制	40	40	80	160
スポーツコース					
学 校 名	課 程	1年	2年	3年	計
埼 玉 県 立 飯 能 南 高 等 学 校	全 日 制	80			80

- 3 保護者の転勤等に伴う転入学及び第16条第4項に規定する入学に係る生徒定員は、埼玉県教育委員会教育長が別に定める。

告 示

埼玉県告示第千二百四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アイルビーバック

三 代表者の氏名

北澤 誠

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市大沢千六百三十八番地十

五 定款に記載された目的

この法人は、あらゆる障がいを抱える方々が、地域社会と関わりながら自立した生活を送れるよう就労継続支援事業を通じて働く場所を提供するとともに、障がい者個々が自信と誇りを持って、働く喜びを実感できる支援を行い、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人埼玉パソコン修理隊

三 代表者の氏名

岡田 和弘

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鴻巣市上会下百四十三番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、情報格差の解消、情報化社会に対応できる知識の普及および人材の育成に関する事業を行い、情報化社会を皆が共有できる便利で豊かな社会の構築に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ちえぶら

三 代表者の氏名

永田 京子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市西所沢一丁目十七番二十一号グリーンミユキ西所沢

五 定款に記載された目的

この法人は、身体のケアと更年期の正しい知識の普及に関する活動を行い、国民の健康増進とライフキャリアプラン実現に寄与し、誰もが心身の「健康」を選択できる社会を創造することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人働く農場
- 三 代表者の氏名
渡辺 優
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県久喜市本町四丁目十番八号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、農業を通しての活動を中心に考え、障がい者及び高齢者、その他就労に困難を抱える方に対し、各種福祉サービス並びに支援を行うとともに、福祉サービスの提供している他団体との連携体制を築き、ご本人の抱える課題に対峙することで、地域の社会福祉向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十九条の規定により、次の特定非営利活動法人を仮認定したので、同法第六十二条において準用する第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人川口市民環境会議

二 代表者の氏名

浅 羽 理 恵

三 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市本町四丁目十三番十一、千四百三号

東急ドエルデュオプラザ川口式番館 橋本泰孝内

四 当該仮認定の有効期間

平成二十七年十月二十七日から平成三十年十月二十六日まで

告示

埼玉県告示第千二百九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

神明神社鳥獣保護区

二 区域

久喜市菖蒲町内における神明神社の境内及び参道（三・四ヘクタール）

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

当該区域は、久喜市菖蒲町上栢間に所在し、埼玉県の北東部に位置する。地形的には元荒川をはじめとする多くの河川の氾濫原の中にあり、北西から南東にのびる埋没台地上の微高地の北東端に位置している。

また、当該区域社叢内のスギ大径木ではオオタカの営巣が確認されている。オオタカは国のレッドデータブックで準絶滅危惧（現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種）、本県のレッドデータブックでも絶滅危惧Ⅱ類（絶滅の危険が増大している種）に指定されており保護繁殖の必要がある。そのほかにもトラフズク（本県のレッドデータブックで絶滅危惧ⅠB類（絶滅の危機に瀕している種で、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）に分類）、ニューナイスズメ（同Ⅱ類に分類）、チョウゲンボウ（同準絶滅危惧（存続基盤が脆弱な種で、環境条件の評価によって容易に絶滅危惧に移行し得る属性を本来有しているもの）に分類）等の希少鳥類やホンドタヌキ、ホンドイタチのような本県のレッドデータブックの地帯別危惧種（地帯別に見たときに存続基盤が脆弱な種）も生息していることが確認された。これらの希少生物の良好な生息域として保全される必要がある。

更に、久喜市菖蒲町上栢間地域は元荒川と見沼代用水に挟まれた低地である。その低地の中でも神明神社周辺は微高地となっており、久喜市の中で野生生物

の生息地が確保できる環境だと考えられる。

加えて、神明神社社叢は昭和五十二年に県指定の天然記念物に指定され、昭和五十八年には「ふるさとの森」の指定も受けている。このことから水田地帯の中で重要な緑地空間となっており、野生生物の居住地として保全されることが望まれる。

このように、当該区域は、本県における生物多様性の保全と野生鳥獣の保護を図る上で重要な地域であることから、身近な鳥獣生息地として鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に基づき鳥獣保護区に指定するものである。

告 示

埼玉県告示第千二百十号

平成十七年埼玉県告示第二十号（鳥獣保護区の更新について）に係る羊山公園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

羊山公園鳥獣保護区

二 区域

昭和六十年埼玉県告示第千六百七十六号で告示した区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千二百十一号

平成十七年埼玉県告示第二千十一号（鳥獣保護区の更新について）に係る中津川鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

中津川鳥獣保護区

二 区域

昭和五十年埼玉県告示第千四百四十七号で告示した区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

この区域は、秩父多摩甲斐国立公園内に位置し、広葉樹や針葉樹などから構成される多様な森林植生を有している。大型哺乳類をはじめとして、多くの鳥獣が生息している。これらの鳥獣の保護を図り、生物の多様性を確保することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百十二号

平成十七年埼玉県告示第二千十二号（鳥獣保護区の更新について）に係る西秩父鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

西秩父鳥獣保護区

二 区域

昭和六十年埼玉県告示第千六百九十五号で告示した区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

この区域は、広葉樹や針葉樹などから構成される多様な森林植生を有している。大型哺乳類をはじめとして、多くの鳥獣が生息している。これらの鳥獣の保護を図り、生物の多様性を確保することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百十三号

平成十七年埼玉県告示第二千八号（鳥獣保護区の更新について）に係る名栗小学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

名栗小学校鳥獣保護区

二 区域

昭和四十年埼玉県告示第七百五十三号で告示した区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告 示

埼玉県告示第千二百十四号

平成十七年埼玉県告示第二千九号（鳥獣保護区の更新について）に係る宮前小学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

宮前小学校鳥獣保護区

二 区域

平成六年埼玉県告示第千四百七十五号で告示した区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告 示

埼玉県告示第千二百十五号

平成十七年埼玉県告示第二千十三号（鳥獣保護区の更新について）に係る若泉公園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

若泉公園鳥獣保護区

二 区域

平成七年埼玉県告示第千四百三十八号で告示した区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千二百十六号

平成十七年埼玉県告示第二千十四号（鳥獣保護区の更新について）に係る岩槻公園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

岩槻公園鳥獣保護区

二 区域

平成七年埼玉県告示第千四百三十九号で告示した区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千二百十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

男衾特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十九年埼玉県告示第千五百七十号で告示した区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千二百十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

嵐山郷特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成七年埼玉県告示第千四百六十一号で告示した区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千二百十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

青少年野外活動センター特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

昭和五十年埼玉県告示第千四百五十二号で告示した区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百二十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

北武蔵特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十九年埼玉県告示第千五百七十三号で告示した区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千二百二十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

鴻巣カントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

昭和五十年埼玉県告示第千四百五十二号で告示した区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百二十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

本庄特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十年埼玉県告示第千四百十五号で告示した区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百二十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

昭和池特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成七年埼玉県告示第千四百四十九号で告示した区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百二十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

鷲宮特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十四年埼玉県告示第千三百六十号で告示した区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百二十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

青山特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成七年埼玉県告示第千四百五十二号で告示した区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千二百二十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

玉川特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十六年埼玉県告示第二千六十号で告示した区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百二十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

松伏特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十四年埼玉県告示第千三百六十一号で告示した区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千二百二十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

白岡第二特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十六年埼玉県告示第千四百二十二号で告示した区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千二百二十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

川島平成の森特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十七年埼玉県告示第千二百十六号で告示した区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千二百三十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

下栢間・柴山枝郷特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十二年埼玉県告示第千三百七十一号で告示した区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百三十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

河原井特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十七年埼玉県告示第千二十八号で告示した区域

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百三十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

深谷特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

深谷市上敷免地内の県道由良深谷線と自転車歩行者専用道路（通称あかね通り）との交点を起点とし、県道由良深谷線を南に進み、県道深谷飯塚線との接点に至り、同地点から同県道を南に進み、福川左岸との接点に至り、同地点から同左岸を東に進み、県道弁財深谷線との接点に至り、同地点から同県道を南に進み、深谷市道E―三百八十九号線との接点に至り、同地点から同市道を東に進み、深谷市道E―三百九十六号線を経て深谷市道E―三百九十八号線との接点に至り、同地点から同市道を南に進み、県道原郷熊谷線との接点に至り、同地点から同県道を東に進み、熊谷市と深谷市の境界との接点に至り、同地点から同境界を概ね南西に進み、JR高崎線との交点及び上越新幹線との交点を経て県道熊谷児玉線との接点に至り、同地点から同県道を北西に進み、深谷市道幹―二号線との接点に至り、同地点から同市道を北東に進み、深谷市道幹―四十二号線との接点に至り、同地点から同市道を北西に進み、前川との接点に至り、同地点から前川を北東に進み、深谷市道I―二十三号線との交点に至り、同地点から同市道を北西に進み、深谷市道I―四十五号線との接点に至り、同地点から同市道を北に進み、深谷市道幹―五号線を経て深谷市道I―十五号線との接点に至り、同地点から同市道を北東に進み、深谷市道幹―三号線（南通り線）との接点に至り、同地点から同市道を西北西に進み、深谷市道H―四十八号線の接点に至り、同地点から同市道を南のち西に進み、深谷市道幹―四十号線との接点に至り、同地点から同市道を南に進み、深谷市道幹―八号線との接点に至り、同地点から同市道を北西に進み、深谷市道G―三百八十五号線との接点に至り、同地点から同市道を北に進み、深谷市道幹―二十八号線との接点に至り、同地点から同市道を北西に進み、県道寄居岡部深谷線との接点に至り、同地点から同県道を南西に進み、深谷市道D―四百六十六号線との接点に至り、同地点から同市道を北西に進み、深谷市道D―四百九十三号線との接点に至り、同地点から同市道を北に進み、深谷市道D―四百五十一号線との接点に至り、同地点から同市道を西北西に進み、深谷市宿根千四

百九十八番六地先に至り、同地先から民地と民地の境界を北東に進み、同市宿根千四百九十八番八地先に至り、同地先から南東に進み、深谷市道D―四百四十九号線と深谷市道D―五百十五号線との接点に至り、同地点から深谷市道D―五百十五号線を北東のち北に進み、深谷市道B―六百三十一号線との接点に至り、同地点から同市道を北に進み、深谷市道B―二百九号線との接点に至り、同地点から同市道を東に進み、深谷市道B―百九十三号線との接点に至り、同地点から同市道を南に進み、福川左岸との接点に至り、同地点から同市道を東に進み、深谷市道B―二百二十号線との接点に至り、同地点から同市道を南に進み、深谷市道B―二百五十三号線との接点に至り、同地点から同市道を東に進み、大堀川左岸との接点に至り、同地点から同左岸を南東に進み、深谷市道幹一号線との接点に至り、同地点から同市道を北に進み、深谷市道B―二百七十六号線との接点に至り、同地点から同市道を東に進み、深谷市道幹二十七号線との接点に至り、同地点から同市道を南に進み、深谷市道B―六百号線との接点に至り、同地点から同市道を東に進み、自転車歩行者専用道路（通称あかね通り）との接点に至り、同地点から同専用道路を北に進み起点に至る区域並びに、深谷市東方三千三百五十五番三地先の県道原郷熊谷線と深谷市道E―六百九号線の接点を起点として、同市道を北に進み、熊谷市と深谷市の境界との接点に至り、同地点から同境界を南南東に進み、県道原郷熊谷線との接点に至り、同地点から同県道を西北西に進み起点に至る線で囲む区域

（面積 千六百六十七四ヘクタール）

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

ら同市道を北西に進み、見沼代用水路との接点に至り、同地点から同水路を南西に進み、久喜市道菖蒲二十三号線を東に延長した線との交点に至り、同地点から同市道を西に進み、久喜市道菖蒲二千八百八十九号線との接点に至り、同地点から同市道を北に進み、久喜市道菖蒲二千八百八十二号線との接点に至り、同地点から同市道を北に進み、久喜市道菖蒲二千八百八十六号線との接点に至り、同地点から同市道を北東に進み、附廻堀との接点に至り、同地点から同堀を北に進み、久喜市道菖蒲二千七百七十二号線との接点に至り、同地点から同堀を北に進み、久喜市道菖蒲二千七百七十五号線との交点に至り、同地点から同堀を西のち北西に進み、久喜市道菖蒲二千八百八十一号線との交点に至り、同地点から同市道を南西に進み、久喜市道菖蒲二千二百四十二号線との交点に至り、同地点から同市道を北西に進み、久喜市道菖蒲十四号線との交点に至り、同地点から同市道を北東に進み、附廻堀との接点に至り、同堀を北に進み、久喜市と加須市の境界との接点に至り、同地点から同境界を概ね北東のち南東に進み、起点に至る線で囲まれた区域（面積 六百八十六・二一ヘクタール）

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百三十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

小林特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

久喜市菖蒲町小林地内において、久喜市道菖蒲五十二号線と附廻堀との交点を起点とし、同地点から同堀に沿って東のち南に進み、久喜市道菖蒲二千百八十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千百八十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、久喜市道菖蒲二十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、同市道を延長した直線と見沼代用水路との交点に至り、同地点から同用水路に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲千七百四十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千七百五十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千七百四十五号線との接点に至り、同地点から久喜市道菖蒲千七百四十五号線を南東に進み、久喜市と白岡市の境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って南西のち南のち南西のち北西に進み、久喜市道菖蒲二千六百九十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千六百九十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千四百七十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、首都圏中央連絡自動車道との交点に至り、同地点から同自動車道に沿って西に進み、久喜市道菖蒲二千六百九十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千四百二十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千四百十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市菖蒲町下栢間の境界との接点に至り、同地点から同境界を北西に進み、久喜市道菖蒲七十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千四百二十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、県道川越栗橋線との接点に至り、同

地点から同県道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千三百九十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲二千四百四十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、県道下石戸上菖蒲線との接点に至り、同地点から同県道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、久喜市道菖蒲二千四百七十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千四百九十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、鴻巣市と久喜市の境界点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、加須市、鴻巣市と久喜市の境界点に至り、同地点から加須市と久喜市の境界に沿って北東のち南東のち北東に進み、附廻堀との交点に至り、同堀に沿って南に進み、久喜市道菖蒲十四号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千二百四十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲二千百八十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、附廻堀との交点に至り、同地点から同堀に沿って南東に進み起点に至る線で囲まれた区域

(面積 七百六十・二ヘクタール)

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千二百三十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

上栢間特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

久喜市菖蒲町上栢間地内において、県道川越栗橋線と栢間赤堀との交点（赤堀橋）を起点とし、同地点から同県道に沿って南西に進み、久喜市と桶川市の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、鴻巣市、桶川市と久喜市の境界点に至り、同地点から鴻巣市と久喜市の境界に沿って北西に進み、県道行田蓮田線との交点を経て、さらに北東のち南東のち北東のち北西に進み、久喜市道菖蒲二千四百九十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、久喜市道菖蒲二千四百七十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲二千四百六十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、久喜市道菖蒲二千四百七十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、久喜市道菖蒲二千四百五十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲二千四百五十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、起点に至る線で囲まれた区域（神明神社鳥獣保護区を除く。）

（面積 二百五十・三ヘクタール）

三 存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千二百三十六号

平成二十三年埼玉県告示第千二百五十一号（特定猟具使用禁止区域の指定）は、平成二十七年十月三十一日限り、廃止する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千二百三十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十七年十一月四日午前十一時	城山ハウス有限会社	桑田博隆	埼玉県春日部市藤塚九八三番地一

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター三階小会議室

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年十月二十七日

川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第十一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年十月十九日
指定に係る道路の位置	<p>飯能市大字岩沢二十一―四から 三十九―一まで</p> <p>飯能市大字岩沢二十二―一から 四十まで</p> <p>飯能市大字岩沢四十から 三十七まで</p> <p>飯能市大字岩沢五百八十から 五百二十九―一まで</p> <p>飯能市大字岩沢五百七十五―二から 五百六十七まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>八五・〇</p> <p>三八・〇</p> <p>三・〇</p> <p>百六五・六</p> <p>百二十四・二</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>八・三〇九・〇</p> <p>五・〇〇六・〇</p> <p>六・〇</p> <p>十二・〇〇十六・〇</p> <p>四・〇</p>

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

一 許可番号

平成二十七年十月十三日

熊建セ第〇八二六〇〇四二号

二 検査済証番号

平成二十七年十月二十二日

熊建セ第百九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡上里町大字七本木字八幡郷二千二百二十一番六、二千二百二十一番八、二千二百二十一番十五、字三田三千五百二十五番四、三千五百二十五番六、埼玉県本庄市下野堂字七本木境百四十六番二の一部、百五十五番一、百五十五番三、百五十五番四、百五十六番一の一部、百五十八番一、百五十九番三、百六十二番四の一部、百六十二番四先道路、百六十二番七、百六十七番一、百六十七番三、百六十八番一、百七十一番一、百七十四番一、百七十七番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都北区田端六丁目一番一号

株式会社 アドバネクス 代表取締役 柴野 恒雄

告 示

埼玉県病院事業告示第七十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

医療情報システム（ホルター心電図・脳波検査システム）一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年3月31日

(4) 納入場所

埼玉県熊谷市板井1696番地

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされ登録されている者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 神久・番匠
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒360-0197 埼玉県熊谷市板井1696番地
循環器・呼吸器病センター 医事・経営担当 高橋
電話048-536-9900 ファクシミリ048-536-9920

(3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

(4) 入札説明会の有無

無

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成27年12月8日 午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年12月7日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成27年12月8日 午前10時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14

年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成27年11月19日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

One set of Medical Information System (Halter electrocardiogram, Electroencephalography system)

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., December 8, 2015 (bidding by registered mail must be received
by 5:00 p.m., December 7, 2015)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県病院事業告示第七十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年十月二十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

医療情報システム（心電図ファイリングシステム）一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年3月31日

(4) 納入場所

埼玉県熊谷市板井1696番地

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされ登録されている者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 神久・番匠
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒360-0197 埼玉県熊谷市板井1696番地
循環器・呼吸器病センター 医事・経営担当 高橋
電話048-536-9900 ファクシミリ048-536-9920

(3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

(4) 入札説明会の有無

無

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成27年12月8日 午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年12月7日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成27年12月8日 午前11時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14

年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成27年11月19日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

One set of Medical Information System (Electrocardiogram filing system)

(2) Time-limit for tender:

11:00 a.m., December 8, 2015 (bidding by registered mail must be received

by 5:00 p.m., December 7, 2015)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985